

4月1日から

外来診療の支払いが一定の金額にとどめられます

※事前の手続きが必要となる場合があります

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただきましたが、平成24年4月1からは、同一医療機関での限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなります。

なお、次の表の「事前の手続き」に該当するかたは、事前に**限度額適用認定証**の交付申請が必要となりますので、国保年金課の窓口で早めに手続きをしてください。

	高額な外来診療受診者	自己負担限度額	事前の手続き	病院・薬局などで提示するもの
国民健康保険	70歳未満のかた	表1 をご覧ください	国保年金課窓口で限度額適用認定証の交付申請をしてください ※保険証・認印を持参してください	▶ 保険証 ▶ 高齢受給者証（70歳以上のかた） ▶ 限度額適用認定証
	70歳以上の住民税非課税世帯のかた	8,000円		
	70歳以上の住民税課税世帯のかた	表2 をご覧ください	必要ありません	▶ 保険証 ▶ 高齢受給者証
後期高齢者医療制度	住民税課税世帯のかた	表2 をご覧ください	必要ありません	保険証
	住民税非課税世帯のかた	8,000円	国保年金課窓口で限度額適用認定証の交付申請をしてください ※保険証・認印を持参してください	▶ 保険証 ▶ 限度額適用認定証

- ▶ 「認定証」を提示しないで高額な外来診療を受けた場合は、後日、支払った窓口負担と限度額の差額が**高額療養費**として支給されることとなります。高額療養費の支給申請が必要なかたには、診療月からおおむね3カ月後に国保年金課または青森県後期高齢者医療広域連合から通知しますので、その後に手続きをしてください。
- ▶ すでに入院診療のために有効期限が平成24年7月31日の限度額適用認定証の交付を受けているかたは、あらためて申請していただく必要はありません。その認定証を4月1日からそのまま外来診療で使用することができます。

表1 対象者：国民健康保険に加入しているかたで70歳未満のかた

◆外来診療での自己負担限度額（月額）

適用区分		窓口での自己負担割合	自己負担限度額	
			3回目まで	4回目以降（※）
住民税課税世帯	一般	3割	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	44,400円
	上位所得者		150,000円 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	83,400円
住民税非課税世帯			35,400円	24,600円

※過去12カ月のうちで自己負担限度額上限までの支払いが4回目以降の場合です。



▲認定証が必要となるかたは手続きをお早めに！

表2 対象者：▶ 国民健康保険に加入しているかたで70歳以上のかた
▶ 後期高齢者医療制度に加入しているかた

◆外来診療での自己負担限度額（月額）

適用区分		窓口での自己負担割合	自己負担限度額
住民税課税世帯	現役並み所得者	3割	44,400円
	一般	1割	12,000円
住民税非課税世帯			

問▶ 国民健康保険について
国保年金課国保給付係
☎⑤6750
▶ 後期高齢者医療制度について
国保年金課長寿医療係
☎⑤6752
青森県後期高齢者医療広域連合
☎017-721-3821